

## 仕様書

1 件 名 令和6年度高松市西部クリーンセンター余剰電力売却

2 予定売却電力量 8,622,320 kWh

内訳：夜間・休日電力量 : 4,504,170 kWh

バイオマス分 3,270,790 kWh

非バイオマス分 1,233,380 kWh

夏季昼間電力量 : 1,393,920 kWh

バイオマス分 1,012,220 kWh

非バイオマス分 381,700 kWh

その他季昼間電力量 : 2,724,230 kWh

バイオマス分 1,978,250 kWh

非バイオマス分 745,980 kWh

季節区分・時間帯区分については、次のとおりとする。

- ・夏季 : 7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季 : 10月1日から3月31日までの期間
- ・昼間 : 午前8時から午後10時までの時間帯

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、12月30日、12月31日の該当する時間帯を除く。

- ・夜間・休日 : 昼間以外の時間帯

月別予定売却電力量は、焼却炉の運転計画及び発電売電実績より算出したもので、別表1のとおり。

予定売却電力量は、運転計画の変更、ノンファーム型接続に伴う出力制御、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性がある。また、バイオマス比率についてもごみ質の季節変動やごみピット状況により変動する可能性がある。高松市（以下「売却人」という。）はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

また、予定量にかかわらず発生した余剰電力は全量売却するものとする。

3 履行期間 令和6年7月1日午前零時から令和7年4月1日午前零時まで

4 履行場所 香川県高松市川部町930番地1 高松市西部クリーンセンター

5 売却地点 四国電力送配電株式会社の由佐線61E13N1号柱より引き込んだ西部クリーンセンターの構内柱上に施設した高松市西部クリーンセンターの区分開閉器の電源側リード線接続点。

- 6 発電設備 発電機出力 : 3,000kW  
余剰最大電力 : 1,999kW  
(内1,901kW~1,999kWの99kWについては、ノンファーム型接続となり出力制御の対象となる。)  
電気方式 : 交流三相三線式  
周波数 : 60Hz  
標準電圧 : 6,000V  
標準力率 : 遅れ90%以上

<参考>

受電電力(高压電力B) : 1,300kW

受電電力(自家発補給電力B) : 600kW

- 7 非化石価値 売却人の発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー(非FIT非化石電源)であり、売却人から買取人に売却する余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとする。

なお、買取人が行う非化石価値の証書取得のための必要な手続については、それに伴う費用のすべてを買取人が負担するものとし、申請書等の写しを売却人に提出するものとする。また、売却人は買取人が行う申請に必要な情報の提供を速やかに行い、遅滞が生じないように努めるものとする。また、毎月15日までに、前月のバイオマス比率を算定根拠と合わせて買取人に報告する。過去のバイオマス比率は別表2のとおり。

なお、売却人は、電気事業法第2条第14項に規定する発電事業者ではない。

- 8 託送供給契約 買取人が、本発電設備と電力系統を連系する一般送配電事業者(以下「託送事業者」という。)と託送供給契約の締結が必要となる場合は、買取人の責任と負担で託送事業者と当該託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

- 9 発電量調整供給契約 買取人が余剰電力の受給に当たり、託送事業者と発電量調整供給契約を締結する場合は、買取人の責任と負担でこれを締結するものとする。

また売却人は、これに必要な協力を行うものとする。

- 10 余剰電力の計量 原則として第5項に定める売却地点において、四国電力送配電株式会社所有の取引用積算電力量計を介して行うものとする。

買取人が四国電力送配電株式会社所有の取引用積算電力量計とは別に独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、売却人の承諾の下、買取人の責任と負担でこれを行うものとし、契約終了後、又はこの契約の解約後、装置を撤去する場合も同様とする。

取引用積算電力量計に不具合が生じた場合は、直ちに買取人にその旨を連絡し、その期間内の余剰電力量については、その都度、売却人と買取人が協議し

て決定するものとする。

1.1 余剰電力の検針 原則として毎月1日に、前月分の算定を買取人が行い、その結果を毎月10日までに売却人に文書にて報告し、互いに確認するものとする。

1.2 電力量料金 買取人は、毎月、売却人から得た余剰電力量に対する電力量料金から売却人に支払うものとする。

電力量料金は、第1.0項及び第1.1項により算定された余剰電力量に対し、第2項に規定する季節別時間帯別電力量の料金単価（消費税及び地方消費税額を含む。）を乗じて得た金額の合計金額とし、各種別電力量料金は、1銭単位まで有効とし、得られた各電力量料金を合算した金額は、1円未満は切り捨てるものとする。

売却人は、電力量料金を毎月15日までに買取人に文書にて請求し、買取人は同月末日（以下「支払期日」という。）までに売却人の指定口座に支払うものとする。

ただし、15日又は末日が、日曜日・12月29日・同月30日及び銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、その翌営業日に請求し、又は支払うものとする。売却人は、買取人の責めに帰すべき事由により、買取人が支払期日までに電力量料金を支払わない場合は、当該未払い金額に対して、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で算定される遅延損害金を請求することができる。

また、納付期限までに売却人へ金融機関の印が押された納入通知書又は納付をした旨の書面をメール又はファクシミリで連絡するものとする。

1.3 発電側課金 (1) 令和6年4月1日に制度開始の発電側課金については、入札単価に含まないものとし、売却人が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、買取人の負担に転嫁する。

(2) 売却人が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買取人が行うこととし、買取人から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる売却人から買取人への転嫁相当額を、毎月の電力量料金の支払において相殺する。

(3) 発電側課金に係る国の検討において、前2項と異なる取扱いが示された場合は、売却人と買取人は、本契約における発電側課金の取扱いについて協議する。

## 月別予定売却電力量

	夏季昼間 電力量[kWh]	その他季昼間 電力量[kWh]	夜間・休日 電力量[kWh]	小 計 [kWh]
令和6年 4月				
5月				
6月				
7月	680,680		710,600	1,391,280
8月	680,680		710,600	1,391,280
9月	32,560		40,240	72,800
10月		419,620	438,060	857,680
11月		354,400	405,040	759,440
12月		276,030	288,170	564,200
令和7年 1月		541,540	609,620	1,151,160
2月		478,140	565,060	1,043,200
3月		654,500	736,780	1,391,280
年間合計 [kWh]	1,393,920	2,724,230	4,504,170	8,622,320

## バイオマス比率[%]実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	65.785	87.058	77.015
5月	65.818	82.990	80.861
6月	54.252	80.735	81.990
7月	66.305	73.576	74.373
8月	82.313	68.711	73.343
9月	75.495	70.698	62.080
10月	64.661	77.408	72.007
11月	72.606	76.986	70.992
12月	81.196	74.825	83.631
1月	69.326	58.576	71.119
2月	78.100	60.156	68.216
3月	72.183	71.540	67.307
令和3年度 から令和5 年12月ま で平均値	72.617		